

阿南工業高等専門学校図書委員会規則

(平成16年4月1日)

(規則第35号)

(趣旨)

第1条 この規則は、阿南工業高等専門学校図書規則第6条第2項の規定に基づき、阿南工業高等専門学校図書委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 図書館の管理及び運営に関する事項
- (2) その他図書館に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 図書館長
- (2) 図書館長の指名する者

(任期)

第4条 前条第2号に規定する委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、図書館長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(審議結果)

第7条 委員長は、委員会の審議結果を、速やかに校長に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第9条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校図書委員会規程（昭和48年10月1日規程第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年11月13日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年5月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。